

亀山市景観計画（骨子案）に対する意見

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
1	序章 はじめに	全体的に文体が硬い。やわらかな文章で街の魅力を共感してもらい、何を守るための計画なのかを示した方がよい。	文章について、分かり易いやわらかな表現を検討してまいります。
3	序章 はじめに 2. 計画の改定について 2-2 亀山の景観	「東海道をはじめとした」を「東海道や大和街道をはじめとした」と変更すべきである。	「東海道や大和街道をはじめとした」に変更いたします。
8	第2章 景観形成の方向性 3. 景観形成の基本的な方針 3-2 景観形成推進地区・景観重点地区別の景観形成方針 (2) 景観重点地区	「景観形成推進地区」は「景観重点地区」の誤りと思われる。	誤りのため、「景観重点地区」と修正いたします。
9	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	基準が明記されていないため分らないが、重点地区の維持のためには、建物の外観や高さなどの制限も視野に入れるべきである。	景観形成基準については、建築物の外観や高さなどの制限についても、地域住民との合意形成を図り、検討してまいります。
		骨子案であっても、新たな景観形成基準の内容、特に新たに加わる行為の制限に係る基準については、具体的に明記すべきである。	現在、景観形成基準について地域住民との合意形成を進めておりますので、合意を得た上で、景観計画案において具体的に明記いたします。
		基準という言葉がたくさんあるが、どこを見ればよいのかわからない。誘導の手段としてQRコードなどを添付するとよいのではないかな。	景観計画本冊では、分かり易い記載方法を検討してまいります。また、「景観形成基準解説書（ガイドライン）」も作成を予定しており、周知の方法についても検討してまいります。

亀山市景観計画（骨子案）に対する意見

【個別意見】

該当ページ	項目	意見	回答
10	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 2. 指定基準 2-2 景観重要樹木の指定基準	天然記念物に指定されている樹木以外についても、樹木は成長し、形の変化もあるため、樹木の維持管理を所有者、地域に任せておくのではなく、市も管理に力添えをするべきである。	景観計画において記載できる内容を整理し、「第6章 景観形成の推進方策」において、今後の市の推進方針を整理してまいります。
13	第6章 景観形成の推進方策 2. 景観まちづくりの知識・情報の共有化	計画変更と合わせ、より具体的なシュミレーションを行い、補助制度も含め地域住民へ情報を発信し、共通認識を図るべきである。	本計画の改定に合わせて、「景観形成基準解説書」の作成等の情報発信も検討しております。様々な方法で情報発信を行い、共通認識を培ってまいります。
		景観を守るため連携を図る組織や団体などを明記した方がよい。	第6章につきましては、今後、関係部局や関係組織と協議し、具体的な方策を検討してまいります。
		景観計画はその地域に住む住民の生活にも影響するので、対象地域の住民の意見を聞き合意形成をしっかりと進めた方がよい。	現在、地域住民の方の御意見等を、地域懇談会やアンケート調査等で聴取しております。今後も懇談会等により、十分に地域との合意形成を図りながら策定を進めてまいります。
全体		震災などの大規模災害を考えた場合、指定地区内の防火・耐震化にかかる視点を取り入れるべきである。	防災関係の基準等も見据えたうえで、景観について配慮できることを検討してまいります。
全体		景観重点地域内の管理不全状態の空き家・空き地また管理不全に近いフレイル（プレフレイル）状態とも言える構築物、土地についてはその対応も含め入念な現状把握が必要である。	関係部局とも連携し、空き家等の発生による景観形成への影響を検討したうえで、良好な景観形成方策について検討してまいります。
全体		予算の裏付け、事業名等を明記した方がよい。	景観計画については、計画期間を示さないことから、具体的な予算等を示すことは難しいと考えますが、「第6章 景観形成の推進方策」において、関係部局や関係機関とも十分に協議を行い、出来る限り取組内容について具体的に記載できるよう検討してまいります。